

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成24年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	1
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	2
(1)	給与改定の状況	2
(2)	雇用調整の実施状況	3
第3	職員給与と民間給与との比較	3
1	月例給	3
2	特別給	4
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	4
第5	最近の賃金・雇用情勢等	5
1	民間賃金の動向	5
2	物価及び生計費	5
3	雇用情勢	5
第6	人事院の給与に関する報告、勧告等	5
第7	むすび	10
1	職員給与	10
(1)	給料表	10
(2)	期末手当及び勤勉手当	11
(3)	給与構造改革に伴う経過措置	11
(4)	昇給・昇格制度	11
2	公務員人事管理	12
(1)	人材の確保・育成	12
(2)	人事評価制度	13
(3)	女性職員の採用・登用	13
(4)	仕事と生活の両立支援	13
(5)	総実勤務時間の縮減	14
(6)	心の健康づくり対策の推進	14
(7)	高齢期の雇用問題	15
(8)	公務員制度改革	15
3	給与勧告実施の要請	16
別紙第2	勧告	18

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「平成24年職員給与実態調査」によると、職員の総数は22,898人で、その平均年齢は43.3歳、平均経験年数は20.7年、また、男女別構成は男性61.1%、女性38.9%、学歴別構成は大学卒84.9%、短大卒4.1%、高校卒11.0%、中学卒0.1%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、職員全体の平均給与月額は、給料358,153円、扶養手当10,026円、地域手当4,668円、計372,847円となっている。

なお、職員給与については、知事等及び職員の給与等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により、現在、給料、管理職手当及び期末手当・勤勉手当の支給額を平均7.4%減額する措置が講じられており、この減額措置後の職員全体の平均給与月額は、給料331,805円、扶養手当10,026円、地域手当4,668円、計346,499円となっている。

（資料第 1 表、第 2 表）

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人

以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した255の事業所を対象に、「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者8,140人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況、雇用調整の実施状況や、諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、89.7%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

ア 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で38.8%、高校卒で16.1%となっているが、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で90.0%（昨年95.6%）、高校卒で87.9%（同93.8%）となっており、依然として多くの事業所において初任給は据置きとなっている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で191,230円（同191,508円）、高校卒で159,221円（同156,509円）となっている。

イ 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は14.0%（昨年17.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.3%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は81.6%となっているが、昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は14.4%（同29.5%）、減額となっている事業所の割合は10.7%（同6.4%）となっている。

（資料第15表、第17表、第18表、第20表）

(2) 雇用調整の実施状況

民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は27.9%（昨年30.9%）となっている。雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制（15.6%）、残業の規制（10.8%）、一時帰休・休業（6.6%）となっている。なお、賃金カットを実施した事業所の割合は、0.9%（昨年3.0%）となっている。

（資料第21表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢などの給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均33円（0.01%）下回っていることが明らかになった。

なお、特例条例による減額措置後の職員給与と比較すると、職員給与が民間給与を1人当たり平均26,278円（7.63%）下回ることとなる。

（別表第1、第2）

民間給与 (A)	職員給与 (B) (平均43.2歳)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
370,844円	(減額措置前) 370,811円	33円 (0.01%)
	(減額措置後) 344,566円	26,278円 (7.63%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.97月分に相当していた。これを職員の期末手当・勤勉手当（特別給）の年間の平均支給割合（4.00月）と比較すると、職員の期末手当・勤勉手当が民間の特別給を0.03月分上回っている。

なお、職員の期末手当・勤勉手当についても、特例条例により、現在、その一部を減額する措置が講じられているため、上記の支給割合による本来の支給額に対して平均7.4%減額して支給されている。

（資料第25表）

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{*1}を比較すると、職員では、平均年齢43.2歳で370,811円（特例条例による給与の減額措置後では344,566円）、国家公務員では、平均年齢42.8歳で401,789円（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による給与の減額措置後では372,906円）となっている。

また、平成23年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{*2}は92.5（前年92.0）であり、前年に比べ0.5ポイント上昇したが、特例条例による給与の減額措置の影響により、都道府県平均の99.3（同98.9）と比較しても極めて低く、全国でも最低の水準となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「平成24年国家公務員給与等実態調査（平成24年4月1日現在）」に基づくものである。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。平成23年においては、職員の給料は特例条例による減額措置が講じられているが、国家公務員の俸給は減額措置は行われていない。

第5 最近の賃金・雇用情勢等

1 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)によると、本年4月の所定内給与と所定外給与を合わせた「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、0.5%の減少となっている。

(資料第29表)

2 物価及び生計費

「小売物価統計調査」(総務省)に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.4%、岡山市で0.1%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」(総務省)を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で155,810円、3人世帯で176,680円、4人世帯で197,550円となっている。

(資料第28表、第29表)

3 雇用情勢

「労働力調査」(総務省)によると、本年4月の完全失業率(全国)は、昨年4月の水準から0.1ポイント低下し4.6%(季節調整値)となっている。

また、「一般職業紹介状況」(厚生労働省)によると、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月に比べ、0.17ポイント上昇し0.79倍(季節調整値)、本県では0.2ポイント上昇し1.05倍(同)となっている。

(資料第29表)

第6 人事院の給与に関する報告、勧告等

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与制度の改正について勧告した。あわせて、国家公務員制度改革等について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差（△0.07%）に基づく月例給の改定なし
 - ・ 従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
 - ・ 減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案
- ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止（給与法改正）
- ② 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減（人事院規則改正）

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を実地調査（完了率90.6%）

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） △273円 △0.07%
（給与減額支給措置による減額後） 28,610円 7.67%

〔 行政職俸給表(一)…現行給与(減額前)401,789円 平均年齢42.8歳
(減額後)372,906円 〕

- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない
 - ・ 従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
 - ・ 給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案

Ⅲ 給与制度の改正等

○ 昇給・昇格制度の改正（平成25年1月1日実施）

- ・ 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
- ・ 昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制
- ・ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減
- ・ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

○ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・ 給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

○ 地域間給与配分の検証

- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価

- ・ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

○ 産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・ 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
- ・ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 国家公務員制度改革の理念と本院の認識

改革に当たっては、公務員を国民全体の奉仕者と位置付けている憲法の基本理念の下で国家公務員法において定められている成績主義等の基本原則を踏まえ、現行制度の問題点を明確にし、それに的確に対応した実効性のある改革案を検討し、あわせて国民にもたらす利害得失も検証することが重要

2 国家公務員制度改革の経緯

国家公務員制度改革関連4法案の提出に至る一連の過程において、必ずしも国民的な議論が行われたとはいえない状況にあり、今後、国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要

3 国家公務員制度改革関連4法案の論点

(1) 協約締結権付与に関する論点

- ・ 公務の労使交渉においては給与決定に市場の抑制力が働かないこと
公務員は、民間企業の労働者のように利潤の分配を求める立場がなく、倒産の懸念がない公務の労使交渉においては、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないため、民間の労使交渉のような自主的な決着を期することは難しい
- ・ 国会の民主的コントロールの下での使用者側の当事者能力には限界があること
国会が給与を最終決定する下では、使用者である大臣等も給与決定について最終決定権を持つ交渉当事者とはならず、市場の抑制力という制約が存しないことから、自主的な決着に至らず仲裁への移行が常態化する懸念がある
- ・ 労働組合の代表性をいかに確保するかを整理する必要があること
職員団体に加入している者の割合が全体で約4割と半数以下となっている現状を踏

まれば、労働組合の交渉当事者としての代表性をいかにして確保するかが新たな労使関係制度を措置する上で、議論を尽くしておくべき重要な前提

(2) 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、特に次の点に留意が必要

・ 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。研修講師の選任、カリキュラム作成等について、中央研修機関に自律性の付与が必要

・ 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に第三者機関が適切かつ実効的に関与することが必要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

II 高齢期における職員の雇用問題

年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続が官民共通の課題。本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者の知識と経験を活用するための就労環境の整備を図ることが国の課題

[新たな再任用に関する課題と取組]

- ・ 新たな再任用制度の下、①再任用職員にどのような仕事を担当させるか、②管理職の能力と経験を公務内外でどう活用していくか、③大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくかが課題
- ・ 新たな再任用を円滑に行うため、行政事務の執行体制及び人事管理全体の見直し、専門スタッフ職の整備、人事交流機会の拡充、早期退職の支援、定員上の取扱いの検討等について、各府省及び政府全体で取組を加速すべき
- ・ 各府省において想定される再任用職員の職務や働き方等を踏まえ、必要な給与上の措置について検討し適切に対応
- ・ 再任用に関する希望の聴取等の手続を適切に定めるとともに、不服への対応方策等を検討することが必要
- ・ 平成26年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、本院が意見の申出（平成23年9月）で示した定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要

III 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

・ 人事評価の適正な実施及びその活用

人事評価は人事配置や育成などの人事管理の基礎であり、各府省において適正に実施される必要。評価結果の任免、給与等への適切な活用が図られるよう必要な指導や支援を実施

・ 幹部人材育成・研修の在り方

幹部要員を育成する研修について、その内容を更に充実させるべく取り組むとともに、採用試験の再編の趣旨を踏まえ、研修体系の在り方を検討

- ・ **専門家の計画的育成**

職員の意向を踏まえた計画的な人事配置等によりキャリアパスの多様化に取り組む必要。専門家としての適性を有する者については、それぞれの分野で長期的に育成していく途を設けることが重要

2 職員の勤務環境の整備

- ・ **超過勤務の縮減**

各府省において勤務時間管理の徹底などの取組を進めることが最も重要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

- ・ **男性の育児休業取得の促進**

男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要。制度の周知を更に図るとともに、各府省が取り組むべき事項について、助言・指導等の必要な支援を実施

- ・ **配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討**

配偶者の転勤に伴う離職への対応について、各府省における人事管理や公務運営への影響等の検証等を行いながら、検討

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

なお、職員給与については、現在、特例条例による減額措置が実施されているところであるが、本来支給されるべき適切な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、民間給与と比較する職員給与については、これまでと同様、特例措置による減額がない場合に支給されることとなる給与を基礎とする。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与をわずかに下回っていることが判明した。

本委員会としては、本年の較差は極めて小さく、職員給与と民間給与はほぼ均衡していることから、給料表の改定を行わないこととした。

(2) 期末手当及び勤勉手当

本年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き下げ、3.95月分とすることとする。支給月数の引下げ分について、本年度は、12月期の期末手当と勤勉手当に均等に割り振り、平成25年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げ、来年度以降については、期別の再配分を行うこととする。

(3) 給与構造改革に伴う経過措置

給与構造改革に伴う経過措置（現給保障）については、昨年、廃止する方向で検討を行うこととしていた。

当該措置は、給与構造改革に伴う給料の経過的な措置として、国に準じて設けたものであるが、すでに相当の期間が経過していること、国においては、平成25年度末での廃止が決定されていることを考慮すると、廃止することが適当であると考える。

廃止の実施時期等については、公安職や小中教育職において、なお2割近い職員が受給対象となっていることなどを踏まえつつ、他の都道府県の状況も注視しながら、来年度に向けて具体的な検討を進めていくこととする。

(4) 昇給・昇格制度

人事院は、50歳台後半層において、官民の給与差が相当程度存在しており、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、早急に昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとした。

昇給制度については、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給

しないこととし、特に良好や極めて良好の場合は昇給号俸数を抑制することとした。また、昇格制度については、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減することとしている。

本県の昇給・昇格制度については、国に準じた制度としているところであるが、県内民間の賃金の状況や公務と民間での人事運用の相違などにも留意が必要であり、今後、国及び他の都道府県の動向や本県の実情も踏まえながら、検討を進めていくこととする。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

「岡山県行財政構造改革大綱2008」に基づく大幅な職員数の削減によるスリムな体制に移行する中で、複雑・高度化する行政ニーズに応え、行政サービスの維持・向上を図るためには、優秀な人材の確保・育成が引き続き重要な課題となっている。

受験年齢層の人口減少や採用者数が抑制基調にある中で、県職員採用試験の受験者数は近年減少傾向にある。本委員会は、これまで任命権者と連携し、採用説明会や学校訪問などの募集活動を行ってきたが、本年度から、新たにソーシャルメディアを活用した情報発信も始めたところであり、人材の確保に向けて、引き続き募集活動の充実・強化に取り組む必要がある。あわせて、採用試験の実施方法について研究・分析を行い、絶えずその改善に向けた検討を行うことが必要である。

人材育成については、任命権者において、OJTや研修所研修を効果的に実施する等、職員の職責、キャリア形成に応じ、中長期的な視点に立ち、計画的に職員の意識改革と資質の向上に努める必要がある。

また、公務員の不祥事については、公務に対する信頼を著しく損なうことから、その根絶に向けた取組が図られるよう本委員会でも繰り返し述べてきたところであるが、昨年度の後半以降、懲戒免職につながるような重大事案が続発している。

各任命権者は、あらゆる機会を通じて、改めて、職員に公務員としての自覚を強く促すとともに、職員一人ひとりが高い使命感と倫理観を持って、全力で職務に精励することができる環境づくりに努めることが必要である。

(2) 人事評価制度

人事評価制度は、職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を通じ、より効率的で質の高い行政組織への転換を促すものである。

知事部局の職員及び教育委員会の事務職員（市町村立学校等を除く。）における人事評価制度については、本年度から本格実施されており、今後、制度の円滑な運用に努める必要がある。

平成18年度から試行中の教育委員会の教職員については、課題の整理やこれまでの取組の検証などが行われているが、関係者間で十分な協議を行い、客観的で公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度の早期本格実施に向けての取組を促進する必要がある。

(3) 女性職員の採用・登用

男女共同参画社会推進の観点から、女性職員の採用・登用の拡大に努めてきているが、更なる女性職員の職域の拡大、管理職への登用を進め、女性職員と男性職員が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 仕事と生活の両立支援

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域において、人生の各段階に応じた多様な生き方を選択できる社会の実現を目指した取組が国を挙げてなされている。本県においても、これまで各種の勤務制度や休暇・休業制度の創設や拡充など、育児や介護を行う職員を支援する取組が積極的になされてきたところである。

引き続き、これらの制度を効果的に活用できる環境づくりと職員の意識改革を更に促すことが重要である。

特に、男性職員の育児に係る休業等の取得促進については、短期間の育児休業取得者の期末手当支給割合を減じないための措置を講じたところであり、育児時間、家族休暇などの特別休暇と併せて、積極的に取得することができるよう本人や周囲の理解を深めていくことが必要である。

(5) 総実勤務時間の縮減

長時間の労働は、職員の心身の健康及び公務能率に影響を及ぼすおそれがあるため、総実勤務時間の縮減に努める必要があることは本委員会でも従来から繰り返し述べてきた。

職員一人当たりの平均時間外勤務時間数は、数年来増加傾向にある。昨年度は東日本大震災に対応するため、多くの臨時・緊急業務が生じた影響もあるが、依然、長時間の超過勤務が常態化している職場も見られる。

そうした実態を踏まえ、知事部局、教育庁や学校、警察などのあらゆる職場において、総実勤務時間の縮減は、労働安全衛生上の重要課題であることに加え、ワーク・ライフ・バランスを図る観点からも積極的な取組が求められていることを再認識し、改めて時間外勤務の事前命令の徹底や人員の適正配置をはじめ、事務事業の見直し、簡素・効率化を一層推進していく必要がある。

また、管理監督者においては、時間外勤務の縮減は自らの重要な職責であると自覚し、職員の時間外勤務の実態を把握することに加え、その要因を分析し、特定の職員に業務の負担が集中している場合は随時、事務分掌を見直すなど、問題の解決に具体的に取り組む必要がある。その上で、年次休暇等を計画的に取得できる職場の環境づくりに引き続き努めることが重要である。

(6) 心の健康づくり対策の推進

精神疾患により休職し、又は休暇を取得している職員数は依然として多い状況にある。これは職員本人や家族にとっての問題であるだけでなく、公務の能率を維持する上でも大きな問題である。

任命権者において様々なメンタルヘルス対策が実施されているところであるが、やむを得ず時間外勤務を行う職員の健康障害防止策や職員が気軽に相談できる環境づくりなど、未然防止や早期発見・早期対応に重点を置いた取組を行う必要がある。また、職員が円滑に職場に復帰し、再発を防ぐための環境をより一層充実させるためには、職場や関係機関等が十分連携を図っておくことが求められる。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては、こ

れまでも、研修等を通じた意識啓発や相談窓口の設置など予防・解決に向けた体制が整備されてきている。

これらの取組をより実効性のあるものとするため、今後は職員一人ひとりが理解を深め、真に風通しの良い職場環境づくりを進めることが重要である。

(7) 高齢期の雇用問題

平成25年度から公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60歳定年の場合、年金が支給されず無収入となる期間が発生する。

国家公務員については、本年3月に政府において決定された「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」により、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うものとする事とされた。

これに対し、この度、人事院は、新たな再任用制度の下、再任用職員にどのような仕事を担当させるか、管理職の能力と経験を公務内外でどう活用していくか、大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくかなどの諸課題を指摘している。

地方公務員についても同様の課題があり、現在、国において、地方の意見を聞きながら検討が進められているところである。

公的年金の支給開始年齢の引上げは目前に迫っており、本県としても、こうした国の動向を注視するとともに、本県の状況を踏まえ、高齢期の雇用制度導入に伴う諸課題について、必要な検討を早期に行い、適切に対応していく必要がある。

(8) 公務員制度改革

昨年6月、国会に、国家公務員制度改革関連4法案が提出され、本年5月には、この法案を踏まえ、地方公務員に係る制度の改革を進めることとして、「地方公務員制度改革について（素案）」が示された。

この改革案に対して、全国の人事委員会で構成する全国人事委員会連合会は、地方公務員に対する自律的労使関係制度の措置により人事委員会勧告を廃止することは、地方の勤務条件決定過程に大きな混乱を招く

おそれがあり、制度改正に当たっては慎重に検討する必要がある等の意見の申出を行った。

本制度改革は、現行の地方公務員制度の抜本的な改革であり、引き続き、国の動向を十分注視し、適切に対応していく必要がある。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させるもの（民間準拠）として、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

こうした民間準拠により職員給与を決定する仕組みを通じて、真摯に職務に精励している職員に適切な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この勧告どおり実施されるよう要請する。

なお、特例条例による給与の減額措置については、平成25年3月末までの措置として行われているものであるが、結果的に相当長期間に及んでいることは、遺憾なことと言わざるを得ない。

職員が、職務に対する意欲を保持しつつ、安心して職務に専念できる環境を整えるためには、地方公務員法に定める給与決定原則に基づく本来の給与水準が確保されることが重要である。本委員会としては、職員の給与について、給与勧告制度に基づく適切な水準が確保されるよう強く望むものである。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場長の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係制のない事業所の主任のうち課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任
主 任	・ 係制のある事業所において主任の職名を有する者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
6級	本庁課長	課長代理	課 長	
5級	副参事		課 長	
4級	主幹	係 長	課長代理	課長代理
3級	主任		係 長	係 長
2級	主事 技師	主 任	主 任	主 任
1級		係 員	係 員	係 員

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

期末手当及び勤勉手当について

ア 平成24年12月期以降の支給割合

(ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分（特定幹部職員にあつては、1.15月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.675月分（特定幹部職員にあつては、0.875月分）とすること。

(イ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成25年6月期以降の支給割合

(ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.375月分（特定幹部職員にあつては、1.175月分）とし、6月に支給される勤勉手当の支給割合を0.675月分（特定幹部職員にあつては、0.875月分）とすること。

(イ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1のイについては平成25年4月1日から実施すること。

給与等報告資料

目 次

1 職員給与関係

第1表	給料表別、性別、学歴別の職員構成	1
第2表	給料表別の平均給与月額等	2
第3表	給料表別、級別の平均給与月額等	3
第4表	給料表別の給料の調整額の支給状況	5
第5表	給料表別の扶養手当の支給状況	5
第6表	給料表別の地域手当の支給状況	6
第7表	給料表別の住居手当の支給状況	6
第8表	給料表別の通勤手当の支給状況	7
第9表	給料表別の諸手当の支給状況	7
第10表	給料表別、級別、号給別人員分布	9
第11表	給料表別、級別、年齢別人員分布	28
第12表	再任用職員の給料表別、級別人員分布	35
第13表	特定任期付職員の号給別人員分布	35

2 民間給与関係

	平成24年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表	産業別、企業規模別の調査事業所数	37
第15表	職種別、学歴別、企業規模別の初任給	37
第16表	企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	38
第17表	民間における初任給の改定状況	56
第18表	民間における給与改定の状況	56
第19表	民間における昇給制度の状況	57
第20表	民間における定期昇給の実施状況	57
第21表	民間における雇用調整の実施状況	58
第22表	民間における賃金カット等の実施状況	58
第23表	民間における家族手当の支給状況	58
第24表	民間における住宅手当の支給状況	59
第25表	民間における特別給の支給状況	59
第26表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	60
第27表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	60

3 生計費関係

	平成24年4月の標準生計費算定方法	61
第28表	岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	62
参 考	費目別、世帯人員別生計費換算乗数	62

4 労働経済関係

第29表	労働経済指標	63
------	--------	----

1 職員給与関係

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	22,898 人	13,984	8,914	19,429	940	2,516	13
	構成比	100.0 %	61.1	38.9	84.9	4.1	11.0	0.1
行政職	職員数	5,050 人	3,566	1,484	3,414	376	1,248	12
	構成比	22.1 %	70.6	29.4	67.6	7.4	24.7	0.2
公安職	職員数	3,460 人	3,191	269	2,133	157	1,169	1
	構成比	15.1 %	92.2	7.8	61.6	4.5	33.8	0.0
教育職(一)	職員数	3,976 人	2,484	1,492	3,777	102	97	—
	構成比	17.4 %	62.5	37.5	95.0	2.6	2.4	—
教育職(二)	職員数	44 人	26	18	44	—	—	—
	構成比	0.2 %	59.1	40.9	100.0	—	—	—
小中教育職	職員数	9,756 人	4,407	5,349	9,514	242	—	—
	構成比	42.6 %	45.2	54.8	97.5	2.5	—	—
研究職	職員数	226 人	201	25	222	2	2	—
	構成比	1.0 %	88.9	11.1	98.2	0.9	0.9	—
医療職(一)	職員数	23 人	15	8	23	—	—	—
	構成比	0.1 %	65.2	34.8	100.0	—	—	—
医療職(二)	職員数	269 人	94	175	217	52	—	—
	構成比	1.2 %	34.9	65.1	80.7	19.3	—	—
医療職(三)	職員数	94 人	—	94	85	9	—	—
	構成比	0.4 %	—	100.0	90.4	9.6	—	—

注1：再任用職員、任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	給料	扶養手当	地域手当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全給料表	22,898	43.3	20.7	358,153 331,805	10,026	4,668	372,847 346,499
行政職	5,050	43.0	20.8	338,316 313,083	11,579	6,225	356,120 330,887
公安職	3,460	38.8	17.4	324,649 301,489	12,927	5,655	343,231 320,071
教育職(一)	3,976	45.2	22.2	385,525 357,702	11,114	4,599	401,238 373,415
教育職(二)	44	41.8	18.7	369,070 342,637	10,750	5,980	385,800 359,367
小中教育職	9,756	44.3	21.4	369,776 342,271	7,834	3,396	381,006 353,501
研究職	226	43.4	19.0	357,435 331,385	12,858	5,245	375,538 349,488
医療職(一)	23	46.2	18.3	469,165 429,576	14,022	78,229	561,416 521,827
医療職(二)	269	41.7	17.7	324,248 300,701	6,165	3,702	334,115 310,568
医療職(三)	94	43.7	20.9	359,511 333,025	4,181	2,550	366,242 339,756

注1：下段の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

注2：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
行政職	1級	361人	25.5歳	3.3年	195,775円 182,332
	2級	389	30.5	7.8	243,905 227,396
	3級	1,810	39.5	17.3	324,165 302,537
	4級	708	44.7	22.4	388,328 362,622
	5級	1,174	50.8	28.9	420,906 393,054
	6級	466	54.4	32.3	447,104 405,023
	7級	93	55.4	32.7	466,508 422,277
	8級	31	57.0	33.9	499,329 452,216
	9級	18	55.9	31.5	545,548 494,189

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
公安職	1級	425人	23.3歳	2.4年	210,492円 196,104
	2級	656	28.9	6.8	253,514 236,432
	3級	672	34.3	12.6	302,127 282,116
	4級	976	44.5	23.5	398,064 372,026
	5級	416	53.0	32.2	453,125 423,211
	6級	192	52.6	31.2	470,980 439,988
	7級	79	53.6	32.2	491,265 448,046
	8級	28	56.3	34.7	509,858 461,437
	9級	16	56.6	34.6	516,414 467,066

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
教育職(一)	1級	63人	35.5歳	13.5年	290,902円 271,290
	2級	3,582	44.5	21.5	395,779 369,161
	特2級	96	51.3	28.0	455,896 425,428
	3級	160	53.5	30.5	486,032 439,471
	4級	75	57.5	34.2	503,768 454,863

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
教育職(二)	1級	—人	—歳	—年	—円 —
	2級	40	40.9	17.7	379,871 354,425
	特2級	2	48.2	25.3	426,088 397,391
	3級	2	54.1	31.1	464,098 420,173
	4級	—	—	—	—円 —

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
小中教育職	1級	—人	—歳	—年	—円 —
	2級	8,399	42.5	19.7	368,251 343,228
	特2級	186	51.3	28.5	433,095 403,873
	3級	605	54.1	31.3	455,882 411,862
	4級	566	57.1	34.2	473,115 426,999

注1：下段の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

注2：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
研究職	1級	33人	28.6歳	4.3年	247,232円 230,231
	2級	65	37.5	12.6	336,184 313,784
	3級	94	48.0	23.6	415,064 387,711
	4級	28	55.8	32.3	458,020 422,021
	5級	6	58.5	34.5	503,424 454,916

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(一)	1級	7人	28.9歳	2.9年	384,938円 362,027
	2級	2	44.3	17.5	483,633 454,194
	3級	5	50.1	20.3	601,220 566,423
	4級	9	58.0	29.3	693,850 636,371

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(二)	1級	1人	38.7歳	18.0年	249,775円 232,800
	2級	64	29.3	5.2	230,977 215,069
	3級	46	36.6	12.2	296,135 275,914
	4級	54	41.5	17.8	341,681 318,538
	5級	86	50.7	26.9	405,978 378,565
	6級	15	56.0	32.4	431,948 390,002
	7級	3	57.6	32.3	459,482 415,389
	8級	—	—	—	— —

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(三)	1級	—人	—歳	—年	—円 —
	2級	8	27.1	3.8	224,083 208,521
	3級	14	32.5	8.9	264,452 246,226
	4級	7	35.0	11.9	285,933 266,100
	5級	11	42.8	20.3	358,920 334,560
	6級	54	50.3	27.8	425,594 394,054
	7級	—	—	—	— —

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受 給 者							1人当 り手当額	非受給者
	調 整 数 別 人 員								
	1	1.25	2	3	4	計			
全 給 料 表	76 ^人	1,834 ^人	67 ^人	20 ^人	5 ^人	2,002 ^人	14,071 ^円 13,067	20,896 ^人	
行 政 職	46	—	46	18	5	115	18,307 17,002	4,935	
公 安 職	—	—	—	2	—	2	30,300 28,179	3,458	
教 育 職 (一)	—	1,028	—	—	—	1,028	13,823 12,821	2,948	
教 育 職 (二)	—	—	—	—	—	—	—	44	
小 中 教 育 職	4	806	—	—	—	810	13,722 12,762	8,946	
研 究 職	25	—	3	—	—	28	11,096 10,320	198	
医 療 職 (一)	—	—	—	—	—	—	—	23	
医 療 職 (二)	1	—	18	—	—	19	19,426 18,049	250	
医 療 職 (三)	—	—	—	—	—	—	—	94	

注：下段の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受 給 者		扶 養 親 族				職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人 員	1人 当たり 手当額	配 偶 者	扶養親族で ない配偶者 がある場合 の1人	配 偶 者 が な い 場 合 の 1 人	左記以外		
全 給 料 表	11,025 ^人	20,823 ^円	6,239 ^人	4,371 ^人	415 ^人	12,859 ^人	1.0 ^人	11,873 ^人
行 政 職	2,730	21,419	1,655	970	105	3,403	1.2	2,320
公 安 職	2,077	21,535	1,727	328	22	2,479	1.3	1,383
教 育 職 (一)	2,080	21,245	1,080	915	85	2,531	1.2	1,896
教 育 職 (二)	25	18,920	9	16	—	28	1.2	19
小 中 教 育 職	3,851	19,846	1,629	2,038	184	4,116	0.8	5,905
研 究 職	139	20,906	92	43	4	171	1.4	87
医 療 職 (一)	14	23,036	11	2	1	17	1.3	9
医 療 職 (二)	88	18,847	32	45	11	96	0.7	181
医 療 職 (三)	21	18,714	4	14	3	18	0.4	73

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受 給 者								非受給者
	支 給 率 別 人 員							1人当 り手当額	
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	計		
全 給 料 表	人 15	人 29	人 —	人 5	人 1	人 9,220	人 9,270	円 11,531	人 13,628
行 政 職	14	6	—	2	1	2,794	2,817	11,159	2,233
公 安 職	1	—	—	3	—	1,906	1,910	10,244	1,550
教 育 職 (一)	—	—	—	—	—	1,456	1,456	12,559	2,520
教 育 職 (二)	—	—	—	—	—	22	22	11,960	22
小 中 教 育 職	—	—	—	—	—	2,815	2,815	11,768	6,941
研 究 職	—	—	—	—	—	106	106	11,183	120
医 療 職 (一)	—	23	—	—	—	—	23	78,229	—
医 療 職 (二)	—	—	—	—	—	99	99	10,060	170
医 療 職 (三)	—	—	—	—	—	22	22	10,897	72

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受 給 者					非受給者
	自 宅	借 家 ・ 借 間		計		
	人 員	人 員	1人当 り手 当額	1人当 り家 賃額	人 員	
全 給 料 表	人 1,454	人 3,198	円 25,040	円 55,587	人 4,652	人 18,246
行 政 職	414	904	25,234	56,684	1,318	3,732
公 安 職	246	110	24,492	56,392	356	3,104
教 育 職 (一)	228	616	25,122	56,250	844	3,132
教 育 職 (二)	6	9	26,556	63,000	15	29
小 中 教 育 職	522	1,444	24,971	54,665	1,966	7,790
研 究 職	23	48	24,213	54,052	71	155
医 療 職 (一)	1	4	26,750	77,500	5	18
医 療 職 (二)	12	55	24,285	51,620	67	202
医 療 職 (三)	2	8	24,375	53,125	10	84

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受 給 者			
	交通機関のみの 利 用 者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計
全 給 料 表	1,507 人	987 人	17,854 人	20,348 人
行 政 職	1,143	588	2,756	4,487
公 安 職	118	25	2,365	2,508
教 育 職 (一)	125	210	3,329	3,664
教 育 職 (二)	2	1	38	41
小 中 教 育 職	59	92	8,953	9,104
研 究 職	16	23	176	215
医 療 職 (一)	6	2	6	14
医 療 職 (二)	25	35	175	235
医 療 職 (三)	13	11	56	80

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特地勤務手当等	
	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全 給 料 表	2,173	57,331 51,266	33	183,148	352	24,849	261	18,035	170	27,158
行 政 職	608	65,363 57,915	1	10,000	40	34,925	242	17,505	36	24,613
公 安 職	106	81,906 72,126	—	—	280	23,364	—	—	27	37,947
教 育 職 (一)	234	54,047 48,642	—	—	12	25,000	2	9,500	76	23,023
教 育 職 (二)	2	52,500 47,250	—	—	—	—	—	—	—	—
小 中 教 育 職	1,170	50,921 45,829	—	—	15	24,600	—	—	—	—
研 究 職	17	72,529 65,276	1	10,000	3	27,000	—	—	30	31,631
医 療 職 (一)	9	108,878 97,990	22	270,541	1	29,000	3	35,000	—	—
医 療 職 (二)	18	61,611 55,450	9	8,000	1	29,000	14	24,786	1	7,592
医 療 職 (三)	9	56,300 50,670	—	—	—	—	—	—	—	—

注1：管理職手当の下段の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

注2：特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

注3：特地勤務手当等には特地勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

1人あたり手当額	非受給者
8,894 円	2,550 人
12,041	563
5,506	952
10,654	312
7,734	3
7,139	652
16,417	11
13,572	9
16,285	34
15,715	14

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
335	33,949	181	5,032	13,773	5,787	393	18,790	179	17,620	198	14,417
20	21,719	18	4,010	—	—	—	—	—	—	198	14,417
—	—	13	7,173	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	15	5,069	3,974	5,780	393	18,790	179	17,620	—	—
—	—	—	—	44	5,750	—	—	—	—	—	—
310	35,049	125	4,983	9,755	5,790	—	—	—	—	—	—
—	—	7	5,155	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	14,658	3	3,461	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

それぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2						1			
3									
4		1							
5							2		1
6									
7	3	1							
8	6	1					1		
9									1
10	6	1							
11	5		1						
12	1		1						
13	1	1	1						2
14	5	1	5				1		1
15	7	6	1						2
16		47	35						2
17		6	11						1
18	12	19	24						1
19		5	11						4
20	1	41	56						1
21		11	19						
22	5	18	29						
23	4	7	13						
24	7	32	57						1
25	1	11	32					2	
26	17	19	21						
27	3	5	23				1	4	
28	3	31	57					5	
29	29	11	23					3	
30	5	20	23					4	
31	4	8	13					4	
32	23	20	44					7	1
33	4	8	28					1	
34	14	4	28				1	1	
35	4	6	28				2		
36	25	5	48				9		
37	5	5	13				11		
38	10	5	31				12		
39	8	3	19				12		
40	52	3	51	1			14		
41	4	2	25	1			13		
42	2	1	31	2			4		
43	3	2	17	1			5		
44	4	3	22	4			2		
45	3	1	12	22			2		
46	17	1	14	64		1			
47	5		14	34	1	1	1		
48	9	3	10	15	1	2			

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
49		5	3	47	28	1	8			
50		10	2	23	71		4			
51		1	1	36	22		9			
52		3		29	15	24	19			
53		4		70	24	86	10			
54				26	89	40	16			
55		2		32	25	34	15			
56		2		28	31	37	33			
57		1		78	26	79	10			
58		3	1	39	91	38	15			
59		2	1	21	29	19	9			
60				23	31	35	23			
61		1		74	9	29	15			
62			1	20	9	13	8			
63		1		42	7	28	8			
64				21	7	16	21			
65		1		25		85	28			
66			2	15	5	27	10			
67		1		16	8	22	39			
68				14	3	49	19			
69				20	5	31	27			
70				10	5	8	24			
71				10	4	23	25			
72				17		51	15			
73		1		16	6	41	9			
74		1		6	1	13	6			
75				9	9	15	11			
76				5	1	35	2			
77		1		9	1	15	23			
78				7		13				
79		1		12		5				
80				10		22				
81				9		6				
82				5		10				
83				4	2	12				
84				10		19				
85				6		191				
86				3						
87				4						
88				4						
89				9						
90				2						
91		1		4						
92				5						
93		2		1						
94				2						
95				2						
96										

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
97				1						
98				3						
99				2						
100				4						
101				4						
102				1						
103				2						
104										
105				4						
106				2						
107				1						
108				3						
109				1						
110										
111										
112										
113				11						
⋮										
125			3							
計		(202) 361	(172) 389	(614) 1,810	(206) 708	(243) 1,174	(40) 466	(4) 93	(2) 31	(1) 18

注：（ ）内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

合計	(1,484) 5,050人
----	-------------------

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	26								
8	2			1					
9			1						
10	23								
11	5								
12				2					
13	2			1					
14	26		2	1					
15	4			2					
16	5		2	1					
17			2	1					
18	13		1	1					
19	9		4						
20	3		1						
21	2	2	1	2					
22	17	55	13						
23	63	12	5	2					
24	18	10	6						
25	14	6	5	2					
26	77	57	14	3	1				
27	17	18	10	1	1				
28	24	16	13	5					
29	7	13	8	4					
30	11	45	10	6	2				
31	9	13	12	11	1				
32	5	19	13	5	1				
33	7	26	10	5					
34	5	44	4	6	1				
35	4	15	14	6		1			
36	5	17	17	15					
37	5	17	18	6					7
38	4	29	12	10	1				
39	2	17	14	10	3				1
40		30	15	8					
41	2	12	9	1	1				3
42	3	17	22	7	1				
43		16	14	9	2				3
44		20	28	8		1			
45	3	10	23	10	1	1			2
46		15	18	8	3				
47		9	18	3	4	1			
48	2	14	21	10	2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
49	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50	1	16	17	8	2	2	1		
51		12	22	13	1	1	1		
52		7	24	9	2				
		3	19	11	2				
53		10	14	9	1				
54		8	9	7	3	1			
55		4	10	12		2			
56		2	10	13	1				
57		4	9	8	2	3			
58			15	16	4	1	1		
59		3	9	13	2	2			
60		2	6	16		2			
61		1	8	6	2	1	1	28	
62		1	9	16	3				
63		1	4	10	4	3	2		
64		2	3	8	6	1			
65		2	5	8	4	1	2		
66		1	1	9	4	1			
67			1	7	7	2	12		
68		1	1	13	5	2	1		
69			3	14	4	2	7		
70			3	11	3	2	2		
71			2	9	4	5	4		
72			3	4	9	3	1		
73			2	14	6	4	11		
74			3	1	8	4	1		
75			4	14	4	3	6		
76		1	1	6	7	3	1		
77			3	5	9	1	25		
78		1	7	9	5	2			
79			7	2	8	3			
80			3	3	13	2			
81			1	9	25	1			
82			2	9	4	6			
83			4	10	22	4			
84			1	7	9	4			
85			3	9	37	114			
86			7	11	14				
87			1	8	14				
88			1	7	8				
89			2	5	12				
90			1	7	11				
91			1	7	10				
92				8	2				
93			1	5	88				
94				9					
95			1	7					
96			2	7					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
97	人	人	人	人	人	人	人	人	人
98			1	6					
99				14					
100			2	9					
101				13					
102			1	16					
103				11					
104			2	14					
105			1	12					
106				16					
107				14					
108				11					
109				11					
110				2					
111			2	13					
112				9					
113				13					
114				12					
115			2	6					
116				7					
117			3	13					
118				7					
119			1	6					
120			2	10					
121				8					
122			1	17					
123			1	7					
124				10					
125			1	79					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134			1						
135			1						
136									
137			1						
138									
139									
140			1						
141			2						
142									
143									
144									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
145	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	(62) 425	(99) 656	(59) 672	(46) 976	(2) 416	(1) 192	(-) 79	(-) 28	(-) 16
								合 計	(269) 3,460人

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		10			
6		1			
7		19			
8		8			
9		4			
10		3			
11		32			
12		15			1
13		1			
14		8			
15		1			
16		6			
17		2			
18		4			
19		20			
20		8			1
21		13			
22		17			
23		16			
24		10			
25		12			1
26		15			
27		14			2
28		17			3
29	1	14			1
30		18			3
31		19			6
32		10			3
33		10			9
34		14			9
35		20			5
36		15			31
37	1	18			
38	2	10			
39		17			
40		11			
41	1	15			
42	2	27			
43		14			
44	3				
45		20			
46		9			
47	2	17			
48		9			

級 号給	1	2	特2	3	4
49	1	28	人	人	人
50	1	16			
51		18		2	
52		10			
53	1	22		4	
54		10		4	
55	6	24		5	
56	2	15		1	
57	1	20		6	
58	1	4		7	
59		2		5	
60				7	
61	2	3	1	1	
62	1	15		11	
63		19		11	
64	1	12		8	
65	1	29		9	
66	1	19		10	
67		26	1	6	
68	1	19		13	
69		26		7	
70		26	2	12	
71	1	27		4	
72	3	13	1	6	
73		23		6	
74		23	1	5	
75		31	1		
76		19	4	2	
77		32		8	
78	1	14	2		
79		26			
80	1	18	3		
81	1	32	7		
82		23	5		
83	2	39	2		
84		24	8		
85	1	44	5		
86	1	48	2		
87	1	28	3		
88	2	30	3		
89	1	6	5		
90		51	2		
91		36	2		
92		38	6		
93	1	80	4		
94		50	5		
95	1	46	1		
96		113	3		

級 号給	1	2	特2	3	4
97		36	4		
98		95	2		
99	1	69	5		
100	2	101	5		
101		53			
102	1	29	1		
103		120			
104	1	51			
105	2	36			
106	1	82			
107		16			
108	2	97			
109		58			
110	1	51			
111		67			
112		31			
113	1	49			
114		60			
115		22			
116		2			
117		11			
118		12			
119	1	40			
120		52			
121		30			
122		34			
123		58			
124		15			
125		32			
126		14			
127		52			
128		32			
129		25			
130		32			
131		20			
132		38			
133		27			
134		27			
135		12			
136		14			
137		60			
138					
139					
140	1				
141					
⋮					

級 号給	1	2	特2	3	4
153	人	人	人	人	人
計	(25) 63	(1,400) 3,582	(20) 96	(37) 160	(10) 75
合 計				(1,492)	3,976人

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人				
2		人			
3			人		
⋮				人	
37					人
38					
39					
⋮					
49					
50					
51		1			
52		1			
53					
54					
55					
56					
57		2			
58					
59					
60					
61		1			
62					
63					
64		1			
65		1			
66					
67					
⋮					
73					
74		2	1		
75					
76					
77		1			
78		1		1	
79					
80		1			
81		1			
82		1			
83		1			
84					
85					
86		1	1	1	
87		1			
88		1			
89					
90					
91					
92					

級 号給	1	2	特2	3	4
93		1			
94					
95		1			
96		1			
97		1			
98					
99		1			
100		1			
101					
102		2			
103		2			
104					
105					
106		1			
107					
108		2			
109					
110		1			
111		2			
112		2			
113					
114					
115		1			
116					
117					
118		1			
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
⋮					
131					
132		1			
133					
134		1			
135					
⋮					
149					
計	—	(17) 40	(1) 2	(—) 2	—
				合 計	(18) 44人

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
⋮					
13					
14					
15					
16					
17		153			
18					2
19		20			
20		96			1
21		38			1
22		18			4
23		23			
24		104			6
25		23			8
26		17			20
27		40			24
28		2			31
29		10			40
30		8			34
31		10			57
32		73			50
33		12			44
34		41			46
35		56			43
36		98			27
37		29			128
38		40			
39		45			
40		80			
41		21			
42		46			
43		51			
44		87			
45		29			
46		43			
47		52			
48		93			
49		37			
50		55			
51		62			
52		86			
53		33			
54		49			
55		105			
56		41			

級 号給	1	2	特2	3	4
57	人	人	人	人	人
58		67			
59		35			
60		71			
		45			
61		72			
62		57	1		
63		56	1		
64		42		1	
65		38			
66		35	4	1	
67		48		1	
68		41		3	
69		53	1	8	
70		3	3	8	
71		1	1	10	
72		3	4	11	
73		3	3	14	
74		49	1	14	
75		59	2	16	
76		57		36	
77		53	6	31	
78		32		41	
79		56	3	47	
80		34	2	41	
81		42	6	31	
82		48	3	40	
83		63	3	33	
84		46	13	31	
85		52	10	27	
86		42	6	18	
87		62	9	27	
88		38	3	20	
89		40	13	11	
90		38	7	25	
91		67	6	5	
92		29	6	10	
93		48	11	44	
94		53	2		
95		51	5		
96		50	8		
97		72	9		
98		74	4		
99		35	2		
100		63	2		
101		5	3		
102		96	8		
103		73	4		
104		38	4		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
105		131	4		
106		89	2		
107		76	1		
108		179			

109		80			
110		146			
111		99			
112		121			

113		81			
114		70			
115		120			
116		77			

117		87			
118		111			
119		59			
120		178			

121		75			
122		111			
123		161			
124		85			

125		113			
126		133			
127		69			
128		2			

129		9			
130		13			
131		98			
132		115			

133		81			
134		94			
135		118			
136		68			

137		108			
138		52			
139		138			
140		121			

141		121			
142		77			
143		91			
144		106			

145		80			
146		70			
147		50			
148		42			

149		133			

計	—	(4,984) 8,399	(81) 186	(167) 605	(117) 566
				合計	(5,349) 9,756人

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
29	1				
30					
31					1
32	1				1
33					1
34					1
35					
36					
37	3				2
38	1				
39					
40	3		1		
41			2		
42		1	2		
43		1	3		
44	1		4		
45		2			
46		4	6		
47		1	3		
48	1	3			
49		1	5		
50		5	2	1	
51		1	6	3	
52		1	2	1	
53		2	2	3	
54		2	1	2	
55				2	
56	1	1		1	
57	2		6	1	
58	2	3	3	2	
59		1	2	2	
60			3	1	
61			2		
62	1	1		3	
63			1	2	
64	1		2		
65	3	1	1	1	
66	1				
67		2	2	3	
68			1		
69		1	5		
70	1				
71		1			
72	4	1			

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
73	1		4		
74	1				
75					
76			1		
77	1				
78		1	3		
79	2	6	1		
80					
81					
82			1		
83			3		
84			2		
85					
86		2			
87					
88			3		
89	1		9		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96		2			
97		1			
98		1			
99		2			
100					
101					
102					
103		1			
104					
105		8			
106					
107					
108		2			
109					
110		1			
111					
112					
113					
114		1			
115					
116					
117		1			
118					
119					
120					

級 号給	1	2	3	4	5
121	人	人	人	人	人
計	(10) 33	(8) 65	(6) 94	(1) 28	(-) 6
				合 計	(25) 226人

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
⋮				
9				
10				
11	1			
12				
13				
14	2			
15				
16				
17				
18				
19				
20			1	
21				
22				
23		1		
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34	2			
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42	2			
43				
44				
45				
46				
47		1		1
48				2
49				
50				
51				
52			1	

級 号給	1	2	3	4
53				1
54				1
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				2
62				
63			1	1
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
⋮				
89				
⋮				
97				
計	(3) 7	(2) 2	(2) 5	(1) 9
			合 計	(8) 23人

その8 医療職給料表(二)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1		人							
2			人						
3				人					
4					人				
5						人			
6			4				人		
7								人	
8			1						人
9									
10			1						
11			1						
12			5						
13									
14			2						
15			1						
16			4						
17									
18			1						
19									
20									
21									
22			1						
23			2						
24			6						
25									
26			1						
27					1				
28			2						
29			4						
30								1	
31			2						1
32			1		2				
33			2						
34					3				
35			1		1				1
36			3		3				
37			2		1				
38					2				
39			1		2				
40					2				
41			2		4				
42						2			
43					2	2			
44			2		2	3			
45					2	1			
46			2			3		1	
47					1	2			
48			1		2	2			
			4		3	1			

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
49				1	4	1	1		
50			2		4	2			
51			2		1	2	1		
52			2	2	5	3	2		
53				2		2	1		
54				1	4	4	2		
55		1		1	1	3	3		
56				1	1	2			
57				2	2	3	1		
58					1	2			
59						2	2		
60					2				
61					1	2			
62					1	1			
63				1	2	1	1		
64						2			
65					1	1			
66						1			
67			1						
68					1				
69						3			
70						1			
71									
72									
73									
74						1			
75					1	2			
76									
77						2			
78									
79									
80					1	2			
81						3			
82						1			
83	1					2			
84						3			
85						15			
⋮									
105					1				
⋮									
113									
計	(1) 1	(58) 64	(34) 46	(41) 54	(40) 86	(1) 15	(-) 3	-	
								合 計	(175) 269人

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2		人					
3							
4							
5			2				
6							
7							
8							
9			2	1			
10				1			
11							
12		4	1	1			
13			3				
14			1				
15						1	
16							
17				1			
18				1			2
19							3
20			1				
21						1	
22		1					
23							
24		1					
25							
26				1			1
27					2		2
28					1		1
29					1		1
30			1		1		4
31							
32					1		4
33							
34							1
35							
36			1				2
37				1	1		2
38					1		
39					1		
40		1	1		1		1
41		1					1
42							1
43							2
44							2
45							1
46							
47			1				1
48							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
49 50 51 52	人	人	人	人	人	人	人
53 54 55 56						1 1	
57 58 59 60						2 1	
61 62 63 64					1	3	
65 66 67 68						1	
69 ⋮						2 2	
93 ⋮						7	
113 ⋮							
125 ⋮							
153 ⋮							
169							
計	—	(8) 8	(14) 14	(7) 7	(11) 11	(54) 54	—
						合 計	(94) 94人

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	3										3
19	13										13
20	15										15
21	14										14
22	29										29
23	48	1									49
24	52										52
25	56										56
26	47	32									79
27	23	59									82
28	22	60									82
29	9	59									68
30	6	49	22								77
31	9	45	72								126
32	3	23	97				1				124
33		15	111								126
34	5	12	99								116
35	1	6	117					1			125
36	1	5	138					1			145
37		5	132					1			138
38	1	3	165								169
39	1	2	166	3				1			173
40	1	3	152	13							169
41	2	2	133	55							192
42		2	74	93				1			170
43			69	148	2					1	220
44		3	27	149	16						195
45		1	18	95	67					1	182
46			15	53	128	1					197
47			14	25	122	1					162
48			24	24	131	6					185
49			19	20	85	21					145
50			24	14	130	37					205
51		1	17	7	106	60					191
52			22	2	70	37	1			1	133
53			21		68	47	9				145
54			12		55	49	10	3			129
55			12	2	55	47	18	4			138
56			8	3	34	48	15	9		3	120
57		1	8	1	43	45	16	6	8		128
58			9	1	38	44	14	8	4		118
59			13		24	22	5	1			65
計		361	389	1,810	708	1,174	466	93	31	18	5,050

その2 公安職給料表

年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18		25									25
19		25									25
20		32									32

21		19									19
22		86									86
23		98									98
24		63	57								120
25		24	78	4							106

26		19	76	5							100
27		12	94	23							129
28		8	68	34	3						113
29		6	63	37	2						108
30		6	63	49	7						125

31		1	50	71	14						136
32		1	47	82	24						154
33			21	63	33						117
34			15	67	30	1					113
35			11	61	47	2					121

36			7	37	34	3					81
37			3	31	62	5					101
38			3	23	65	5					96
39				23	47	5					75
40				12	35	3	3				53

41				9	33	5	3				50
42				8	29	9	4	1			51
43				6	27	8	5	1			47
44				3	36	2	3				44
45				1	23	8	4				36

46				3	39	9	5	2			58
47				4	34	11	11	1			61
48				2	30	11	10	4			57
49					29	21	9	6			65
50					26	21	7	4			58

51				6	29	18	12	8			73
52				2	44	29	12	4	4		95
53					33	31	12	9	1	2	88
54				1	24	11	11	7	2	3	59
55				1	46	24	19	8	6		104

56				1	40	34	17	9	3	2	106
57				1	30	40	16	3	5	4	99
58				2	11	46	21	2	5	4	91
59					10	54	8	10	2	1	85
計		425	656	672	976	416	192	79	28	16	3,460

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		10				10
23	1	29				30
24		55				55
25		37				37
26	5	42				47
27	3	48				51
28	4	54				58
29	1	55				56
30	2	54				56
31	6	63				69
32	4	52				56
33	5	63				68
34	1	62				63
35	1	69				70
36	2	66				68
37	6	66				72
38	4	84				88
39	2	92				94
40		97				97
41	2	101				103
42	4	106	1			111
43	5	142				147
44		149	2			151
45	3	145	1			149
46		191	6			197
47	1	184	5			190
48		196	14			210
49		199	14	8		221
50		156	8	13		177
51		168	7	26		201
52	1	131	6	29	1	168
53		121	8	18	2	149
54		99	4	23	2	128
55		107	5	19	9	140
56		78	8	11	10	107
57		69	4	3	18	94
58		72	2	6	18	98
59		70	1	4	15	90
計	63	3,582	96	160	75	3,976

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30		2				2
31						
32		2				2
33		2				2
34		1				1
35						
36		3				3
37		3				3
38		2				2
39		3				3
40		3				3
41		2				2
42		2				2
43		2				2
44		2				2
45		3				3
46		3	1			4
47		2				2
48						
49		1	1			2
50		1				1
51						
52		1				1
53				1		1
54				1		1
55						
56						
57						
58						
59						
計	—	40	2	2	—	44

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		153				153
23		148				148
24		185				185
25		132				132
26		189				189
27		173				173
28		182				182
29		203				203
30		192				192
31		205				205
32		200				200
33		222				222
34		166				166
35		180				180
36		199				199
37		198				198
38		202				202
39		206				206
40		174				174
41		187				187
42		205	2			207
43		239	7			246
44		242	2			244
45		251	4			255
46		263	4			267
47		303	6			309
48		323	18	5		346
49		314	14	13		341
50		370	30	27		427
51		341	29	61	1	432
52		311	18	96	7	432
53		312	10	113	11	446
54		301	10	104	47	462
55		300	16	66	78	460
56		211	7	50	116	384
57		175	2	33	115	325
58		129	5	21	113	268
59		113	2	16	78	209
計	—	8,399	186	605	566	9,756

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23	2					2
24	3					3
25	3					3
26	2					2
27	2					2
28	4					4
29	8					8
30	3	1				4
31	3	3				6
32		7				7
33	1	3				4
34	1	7				8
35	1	3				4
36		5				5
37		5				5
38		7				7
39		3				3
40		9	1			10
41		6	4			10
42		2	4			6
43		2	8			10
44		2	10			12
45			10			10
46			7			7
47			10			10
48			6			6
49			6			6
50			3			3
51			8			8
52			4	1		5
53			4	3		7
54			2	5		7
55			3	7		10
56				4		4
57				4	1	5
58			1	4	4	9
59			3		1	4
計	33	65	94	28	6	226

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
22					
23					
24					
25	1				1
26	2				2
27					
28					
29					
30	2				2
31	2				2
32					
33					
34					
35		1			1
36					
37					
38					
39					
40			1		1
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48			1		1
49			1		1
50			1	1	2
51					
52		1			1
53				1	1
54					
55					
56				1	1
57					
58				2	2
59				2	2
60					
61			1	1	2
62					
63					
64				1	1
計	7	2	5	9	23

その8 医療職給料表(二)

年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22		2							2
23		3							3
24		7							7
25		6							6
26		8							8
27		3							3
28		3							3
29		5							5
30		4							4
31		4	1						5
32		4	2						6
33		3	9						12
34		5	4						9
35		5	6						11
36			7	2					9
37			3	5					8
38	1	1	3	6					11
39		1	5	4					10
40			4	14					18
41				6	1				7
42			1	4	2				7
43				4	4				8
44			1	3	3				7
45				1	5				6
46				1	7				8
47				1	7				8
48					8				8
49					8				8
50				1	1				2
51				1	3				4
52				1	5	1			7
53					9	3			12
54					3	1			4
55					5	2	1		8
56					5	2			7
57					5	2			7
58					1	3	2		6
59					4	1			5
計	1	64	46	54	86	15	3	—	269

その9 医療職給料表(三)

年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23			2						2
24			2						2
25									
26									
27			1	2					3
28				3					3
29			1						1
30				1					1
31			1	2	1				4
32			1		1				2
33				2	1				3
34					1				1
35									
36				1	1				2
37				1	1				2
38				2					2
39									
40					1	2			3
41						3			3
42						3	2		5
43						2	3		5
44							4		4
45							2		2
46							4		4
47							5		5
48							5		5
49							5		5
50						1	2		3
51							3		3
52							4		4
53							3		3
54									
55							3		3
56							2		2
57							2		2
58							1		1
59							4		4
計		—	8	14	7	11	54	—	94

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	2					1	1				
公安職	2						2				
教育職(一)	45	8	37								
小学校・中学校教育職	32		32								
給料表計	81										
60歳	24										
61歳	21										
62歳	21										
63歳	10										
64歳	5										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	72		71			1					
公安職	8					6	2				
教育職(一)	14		14								
小学校・中学校教育職	2		2								
研究職	2	2									
医療職(二)	3		3								
給料表計	101										
60歳	11										
61歳	34										
62歳	31										
63歳	18										
64歳	7										

第13表 特定任期付職員の号給別人員分布

号 給	人 員
1	
2	
3	
4	
5	
6	1
7	
計	1

2 民間給与関係

平成24年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業等」に分類された811事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から255事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

(5) 集計

ア 調査実人員

8,140人（うち初任給関係425人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は43,061人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所				
産 業 計	227	92	97	38		
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	20	7	9	4		
製 造 業	105	40	45	20		
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業、運輸業、郵便業	44	17	16	11		
卸 売 業、小 売 業	25	7	15	3		
金 融 業、保 険 業 不動産業、物品賃貸業	15	10	5	-		
教育、学習支援業、医療、福祉 サービス業等	18	11	7	-		

- 注：1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が26所あった。
- 2 調査対象事業所255所から規模等が調査の対象外であることが判明した事業所2所を除いた253所に占める調査完了事業所227所の割合（調査完了率）は、89.7%。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満			
	学 歴	学 歴							
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円	189,316	円	191,916	円	184,261	円	192,879
	短 大 卒		169,756		170,506		167,232		173,570
	高 校 卒		158,853		158,519		156,110		167,729
新 卒 技 術 者	大 学 卒		194,621		197,842		192,251		191,653
	短 大 卒		172,926		172,313		172,958		174,834
	高 校 卒		159,624		159,066		159,875		160,413
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒		191,230		193,762		187,566		192,385
	短 大 卒		171,207		171,255		170,027		174,282
	高 校 卒		159,221		158,738		158,151		163,289

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額				備 考
			きまって		(A - B)		
			支給する	うち時間外			
			給与 (A)	手当等 (B)			
事 務	支 店 長	18	52.2	795,944	1,390	794,554	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	14	51.6	808,574	1,700	806,874	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	54.8	818,065	0	818,065	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	8	54.5	718,228	0	718,228	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	56.9	801,288	0	801,288	
	短 大 卒	3	53.0	778,823	0	778,823	
	高 校 卒	3	54.1	630,112	0	630,112	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 長	261	52.9	548,658	846	547,812	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	192	52.7	559,319	883	558,436	
	短 大 卒	11	51.7	472,481	0	472,481	
	高 校 卒	58	53.9	529,987	891	529,096	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	171	51.2	575,828	5,039	570,789	同 上
	大 学 卒	128	51.3	594,987	5,801	589,186	
	短 大 卒	12	50.1	523,659	2,254	521,405	
	高 校 卒	31	50.9	527,158	3,396	523,762	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成24年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	88	51.3	502,923	2,734	500,189	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
	大 学 卒	65	51.3	518,305	3,311	514,994	
	短 大 卒	5	50.7	518,391	0	518,391	
	高 校 卒	18	51.7	444,435	1,709	442,726	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	69	50.0	531,568	17,181	514,387	同 上
	大 学 卒	51	48.8	547,944	22,261	525,683	
	短 大 卒	4	50.1	515,718	11,372	504,346	
	高 校 卒	14	54.6	475,669	102	475,567	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	411	48.0	485,548	4,419	481,129	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	290	48.2	502,465	4,666	497,799	
	短 大 卒	31	46.2	408,848	551	408,297	
	高 校 卒	88	48.2	463,627	5,110	458,517	
	中 学 卒	2	46.9	317,603	0	317,603	
職 種	技 術 課 長	353	46.9	465,149	11,533	453,616	同 上
	大 学 卒	182	46.0	471,785	9,242	462,543	
	短 大 卒	30	45.6	455,714	15,627	440,087	
	高 校 卒	139	48.1	459,387	13,191	446,196	
	中 学 卒	2	52.0	416,093	36,696	379,397	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	88	46.3	410,427	30,206	380,221	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
	大 学 卒	44	43.8	454,938	48,642	406,296	
	短 大 卒	10	45.9	372,860	3,630	369,230	
	高 校 卒	34	48.9	374,247	18,151	356,096	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	103	44.1	471,621	39,328	432,293	同 上
	大 学 卒	63	41.2	465,412	44,579	420,833	
	短 大 卒	13	46.6	487,696	7,040	480,656	
	高 校 卒	27	49.5	478,877	41,084	437,793	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 長	522	45.3	403,212	39,344	363,868	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	304	43.9	406,401	42,727	363,674	
	短 大 卒	45	46.0	375,086	31,571	343,515	
	高 校 卒	170	47.6	406,575	36,079	370,496	
	中 学 卒	3	46.3	329,441	6,739	322,702	
職 種	技 術 係 長	449	44.9	420,265	51,086	369,179	同 上
	大 学 卒	171	42.4	413,551	50,651	362,900	
	短 大 卒	40	43.3	431,440	66,661	364,779	
	高 校 卒	236	47.0	423,412	48,995	374,417	
	中 学 卒	2	51.3	443,759	42,133	401,626	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				き っ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	367	40.1	339,122	37,588	301,534	
	大 学 卒	219	37.8	333,746	35,036	298,710	
	短 大 卒	57	40.8	339,184	48,244	290,940	
	高 校 卒	90	45.3	353,064	37,082	315,982	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	251	41.8	362,650	33,659	328,991	
	大 学 卒	115	39.9	343,311	30,481	312,830	
	短 大 卒	31	43.2	333,963	33,877	300,086	
	高 校 卒	103	43.4	394,141	36,811	357,330	
	中 学 卒	2	43.8	325,892	51,636	274,256	
関 係	事 務 係 員	2,280	36.9	286,748	27,343	259,405	
	大 学 卒	1,161	33.8	291,262	30,196	261,066	
	短 大 卒	383	38.8	276,229	25,579	250,650	
	高 校 卒	727	41.0	284,554	23,581	260,973	
	中 学 卒	9	45.6	312,076	26,210	285,866	
職 種	技 術 係 員	1,282	33.3	312,545	41,396	271,149	
	大 学 卒	604	31.1	312,693	43,241	269,452	
	短 大 卒	173	32.3	322,919	47,467	275,452	
	高 校 卒	497	36.1	307,312	36,230	271,082	
	中 学 卒	8	41.7	346,487	61,215	285,272	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	15	52.5	843,915	1,696	842,219	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	12	52.0	848,932	2,025	846,907	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	54.8	818,065	0	818,065	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	6	55.0	781,161	0	781,161	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	56.9	801,288	0	801,288	
	短 大 卒	2	55.0	821,348	0	821,348	
	高 校 卒	2	53.3	739,099	0	739,099	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 長	147	53.3	602,416	1,117	601,299	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	123	53.0	601,385	1,332	600,053	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	23	54.3	608,709	61	608,648	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	101	52.0	620,598	4,535	616,063	同 上
	大 学 卒	84	51.7	630,896	5,541	625,355	
	短 大 卒	5	50.9	604,757	714	604,043	
	高 校 卒	12	54.2	563,916	0	563,916	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				き っ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	48	51.4	544,754	4,788	539,966	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大 学 卒	37	50.5	554,740	6,235	548,505	
	短 大 卒	3	54.2	494,836	0	494,836	
	高 校 卒	8	54.5	523,939	367	523,572	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	46	50.3	573,282	25,637	547,645	同 上
	大 学 卒	34	48.6	593,547	32,907	560,640	
	短 大 卒	2	53.5	610,451	26,199	584,252	
	高 校 卒	10	56.0	495,269	0	495,269	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	240	48.0	509,101	4,202	504,899	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	180	47.8	515,233	4,307	510,926	
	短 大 卒	11	48.3	430,595	1,610	428,985	
	高 校 卒	48	48.4	508,970	4,514	504,456	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 課 長	208	47.4	500,661	7,344	493,317	同 上
	大 学 卒	118	46.1	497,344	6,201	491,143	
	短 大 卒	14	47.7	506,661	0	506,661	
	高 校 卒	76	49.6	505,171	10,560	494,611	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				き っ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	46	45.2	451,600	44,534	407,066	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大 学 卒	26	42.6	495,740	74,573	421,167	
	短 大 卒	6	41.7	355,249	1,738	353,511	
	高 校 卒	14	50.5	422,732	15,627	407,105	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	72	43.2	503,423	45,600	457,823	同 上
	大 学 卒	45	39.9	491,856	45,862	445,994	
	短 大 卒	10	48.7	524,596	10,219	514,377	
	高 校 卒	17	48.5	521,596	61,494	460,102	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 長	286	45.7	417,976	45,675	372,301	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	170	43.9	409,044	48,027	361,017	
	短 大 卒	21	45.3	377,433	30,987	346,446	
	高 校 卒	94	48.8	444,649	45,298	399,351	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 係 長	302	46.2	451,777	53,670	398,107	同 上
	大 学 卒	109	43.2	437,827	47,479	390,348	
	短 大 卒	20	44.3	512,643	90,925	421,718	
	高 校 卒	171	48.4	455,123	54,161	400,962	
	中 学 卒	2	51.3	443,759	42,133	401,626	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事 務	事 務 主 任	175	39.1	350,782	34,330	316,452	
	大 学 卒	109	36.1	336,725	29,850	306,875	
	短 大 卒	28	41.4	365,686	45,416	320,270	
	高 校 卒	38	47.8	388,003	41,151	346,852	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	116	45.1	416,518	34,472	382,046	
	大 学 卒	50	42.0	376,877	34,106	342,771	
	短 大 卒	8	52.4	418,877	24,036	394,841	
	高 校 卒	57	46.5	450,369	36,878	413,491	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係	事 務 係 員	1,269	37.9	301,994	29,295	272,699	
	大 学 卒	599	33.7	303,015	32,925	270,090	
	短 大 卒	212	40.7	295,016	26,547	268,469	
	高 校 卒	451	41.8	303,420	25,862	277,558	
	中 学 卒	7	47.5	344,083	37,237	306,846	
職 種	技 術 係 員	818	32.6	319,587	42,938	276,649	
	大 学 卒	353	30.4	319,629	44,274	275,355	
	短 大 卒	114	31.4	329,933	51,392	278,541	
	高 校 卒	347	35.6	314,066	37,578	276,488	
	中 学 卒	4	50.5	440,898	38,038	402,860	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	3	51.2	577,702	0	577,702	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	49.6	597,329	0	597,329	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 長	96	52.2	490,996	580	490,416	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	59	51.8	496,408	243	496,165	
	短 大 卒	8	50.5	455,002	0	455,002	
	高 校 卒	29	53.5	489,581	1,387	488,194	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	56	50.1	525,553	5,100	520,453	同 上
	大 学 卒	32	50.5	547,025	8,567	538,458	
	短 大 卒	7	49.6	465,620	3,356	462,264	
	高 校 卒	17	49.6	515,475	0	515,475	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				ま っ っ 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
	大 学 卒	38	51.3	458,940	774	458,166	
	短 大 卒	28	52.1	478,624	126	478,498	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	9	50.3	392,443	2,661	389,782	
技 術	技 術 部 次 長	21	49.5	454,667	1,693	452,974	同 上
	大 学 卒	16	48.8	460,030	2,212	457,818	
	短 大 卒	2	47.5	443,066	0	443,066	
	高 校 卒	3	53.8	437,522	400	437,122	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	155	48.1	460,603	4,269	456,334	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	101	48.8	492,041	5,621	486,420	
	短 大 卒	19	44.2	393,254	0	393,254	
	高 校 卒	34	48.6	414,036	2,917	411,119	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 課 長	112	45.9	426,822	12,922	413,900	同 上
	大 学 卒	53	44.5	432,585	16,550	416,035	
	短 大 卒	10	45.0	412,661	4,434	408,227	
	高 校 卒	49	47.3	423,829	10,955	412,874	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				ま っ っ 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	39	47.0	371,811	19,112	352,699	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
	大 学 卒	18	45.2	407,459	18,468	388,991	
	短 大 卒	4	51.2	394,659	5,972	388,687	
	高 校 卒	17	47.8	333,816	22,700	311,116	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	31	45.8	410,440	27,264	383,176	同 上
	大 学 卒	18	43.9	412,243	42,001	370,242	
	短 大 卒	3	41.9	405,971	0	405,971	
	高 校 卒	10	51.0	408,407	7,415	400,992	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 長	199	45.0	392,026	35,344	356,682	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	122	43.9	407,513	38,169	369,344	
	短 大 卒	18	48.1	385,685	39,832	345,853	
	高 校 卒	57	46.3	364,247	28,935	335,312	
	中 学 卒	2	39.4	327,957	11,850	316,107	
職 種	技 術 係 長	111	41.5	362,004	50,201	311,803	同 上
	大 学 卒	53	41.0	376,038	63,200	312,838	
	短 大 卒	17	42.1	364,617	42,944	321,673	
	高 校 卒	41	42.0	343,588	37,016	306,572	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				ま っ っ 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	
	大 学 卒	169	40.4	323,342	38,398	284,944	
	短 大 卒	102	38.8	334,219	41,118	293,101	
	高 校 卒	27	40.1	312,362	46,206	266,156	
	中 学 卒	39	44.4	302,187	24,895	277,292	
技 術	技 術 主 任	1	*	*	*	*	
	大 学 卒	127	39.1	321,204	32,430	288,774	
	短 大 卒	63	38.3	322,300	28,189	294,111	
	高 校 卒	20	40.2	309,894	35,663	274,231	
	中 学 卒	43	39.9	324,465	35,801	288,664	
関 係	事 務 係 員	1	*	*	*	*	
	大 学 卒	789	35.8	272,831	25,868	246,963	
	短 大 卒	477	34.0	282,074	27,021	255,053	
	高 校 卒	130	36.8	256,605	26,912	229,693	
	中 学 卒	182	40.1	257,133	21,621	235,512	
職 種	技 術 係 員	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	400	35.1	291,176	37,972	253,204	
	短 大 卒	219	32.6	295,163	43,107	252,056	
	高 校 卒	49	36.0	295,981	30,736	265,245	
	中 学 卒	128	39.0	282,568	30,803	251,765	
	中 学 卒	4	36.3	288,871	75,360	213,511	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 長	18	55.7	514,443	0	514,443	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	54.7	491,013	0	491,013	
	短 大 卒	2	54.5	494,091	0	494,091	
	高 校 卒	6	54.4	462,288	1,268	461,020	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	14	49.4	459,266	8,517	450,749	同 上
	大 学 卒	12	50.8	469,660	0	469,660	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	41.9	405,874	52,268	353,606	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	2	49.8	521,222	0	521,222	
	-	-	-	-	-	
	1	*	*	*	*	
	1	*	*	*	*	
技 術 部 次 長	人	歳	円	円	円	同 上
	2	49.2	451,877	0	451,877	
	1	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
	1	*	*	*	*	
事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	16	47.1	422,340	8,125	414,215	
	9	47.9	406,087	1,179	404,908	
	1	*	*	*	*	
	6	44.1	441,135	20,621	420,514	
技 術 課 長	人	歳	円	円	円	同 上
	33	47.2	393,225	29,570	363,655	
	11	52.1	392,179	7,356	384,823	
	6	42.3	422,060	68,094	353,966	
	14	44.7	380,285	31,059	349,226	
2	52.0	416,093	36,696	379,397		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	3	48.5	404,497	5,667	398,830	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	48.5	404,497	5,667	398,830	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 長	37	44.6	354,251	14,021	340,230	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	12	44.6	359,007	16,253	342,754	
	短 大 卒	6	41.4	335,066	7,922	327,144	
	高 校 卒	19	45.7	357,340	14,544	342,796	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 係 長	36	44.6	345,040	34,825	310,215	同 上
	大 学 卒	9	40.7	338,215	27,164	311,051	
	短 大 卒	3	44.5	341,889	57,609	284,280	
	高 校 卒	24	46.4	348,440	35,202	313,238	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				ま っ っ 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	
	大 学 卒	23	44.4	368,827	52,845	315,982	
	短 大 卒	8	48.3	285,657	27,096	258,561	
	高 校 卒	2	43.8	394,909	109,948	284,961	
	中 学 卒	13	42.7	405,092	57,781	347,311	
技 術	技 術 主 任	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	8	38.5	292,303	40,382	251,921	
	短 大 卒	2	41.5	276,133	23,737	252,396	
	高 校 卒	3	39.8	279,168	46,255	232,913	
	中 学 卒	3	34.7	318,105	47,549	270,556	
関 係	事 務 係 員	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	222	36.3	255,203	22,022	233,181	
	短 大 卒	85	33.1	270,272	32,952	237,320	
	高 校 卒	41	35.1	240,251	14,558	225,693	
	中 学 卒	94	39.1	249,284	16,700	232,584	
職 種	技 術 係 員	2	41.0	236,000	0	236,000	
	大 学 卒	64	34.9	295,567	29,048	266,519	
	短 大 卒	32	35.7	307,087	23,455	283,632	
	高 校 卒	10	36.0	277,303	32,431	244,872	
	中 学 卒	22	33.4	287,323	35,087	252,236	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当等 (B)	(A - B)	
技能・労務関係職種	電話交換手	5	40.9	230,693	0	230,693	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用手 自動車運転手	3	53.5	580,468	122,405	458,063	
	守衛	4	43.9	296,055	18,057	277,998	
	用務員	3	43.7	216,489	8,982	207,507	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	10	58.5	725,212	12,851	712,361	
	大学教授	44	58.7	587,544	1,953	585,591	
	大学准教授	36	50.1	500,982	1,993	498,989	
	大学講師	32	43.0	423,814	1,340	422,474	
	大学助教	18	31.7	332,156	1,389	330,767	
	大学助手	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	58.5	636,633	0	636,633	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	24	51.0	555,594	267	555,327		
研究関係職種	研究所長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 〔下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)〕
	研究部(課)長	33	49.6	603,443	0	603,443	
	研究室(係)長	25	46.8	525,851	24,502	501,349	
	主任研究員	40	37.8	462,506	48,423	414,083	
	研究員	89	34.7	326,657	32,765	293,892	
研究補助員	5	40.3	251,796	12,257	239,539		
医療関係職種	病院長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	4	60.9	1,481,694	147,003	1,334,691	
	医科長	7	54.6	1,148,056	45,477	1,102,579	
	医師	35	47.7	1,143,005	206,195	936,810	

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
歯 科 医 師	5	38.0	637,424	61,123	576,301	
薬 局 長	5	57.4	429,773	26,597	403,176	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	26	33.3	304,511	18,976	285,535	
診 療 放 射 線 技 師	42	38.6	321,845	25,748	296,097	
臨 床 検 査 技 師	51	44.2	335,952	22,811	313,141	
栄 養 士	35	34.2	249,501	8,851	240,650	
理 学 療 法 士	69	31.0	271,190	5,705	265,485	
作 業 療 法 士	50	28.9	257,416	6,400	251,016	
総 看 護 師 長	3	56.5	484,458	19,145	465,313	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	53	47.8	391,386	43,631	347,755	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	181	38.4	326,592	61,602	264,990	
准 看 護 師	52	45.3	318,079	47,094	270,985	

第17表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				岡山県	大学卒	規模計	
500人以上	37.9	(13.6)	(83.7)			(2.7)	62.1
100人以上 500人未満	45.8	(4.9)	(95.1)			(0.0)	54.2
100人未満	20.2	(0.0)	(82.3)			(17.7)	79.8
高校卒	規模計	16.1	(12.1)		(87.9)	(0.0)	83.9
	500人以上	18.6	(23.1)		(76.9)	(0.0)	81.4
	100人以上 500人未満	14.0	(0.0)		(100.0)	(0.0)	86.0
	100人未満	16.7	(14.2)		(85.8)	(0.0)	83.3
全国	大学卒	規模計	39.6	(8.1)	(90.5)	(1.4)	60.4
		500人以上	64.8	(6.5)	(92.6)	(0.9)	35.2
		100人以上 500人未満	42.9	(8.3)	(90.7)	(1.0)	57.1
		100人未満	22.8	(9.6)	(87.2)	(3.2)	77.2
	高校卒	規模計	14.4	(9.8)	(88.7)	(1.5)	85.6
		500人以上	17.0	(13.1)	(85.9)	(1.0)	83.0
		100人以上 500人未満	15.1	(7.4)	(91.5)	(1.1)	84.9
		100人未満	11.9	(12.8)	(84.6)	(2.6)	88.1

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
岡山県	係 員		14.0	22.9	0.4	62.7
	課 長 級		11.1	21.0	0.4	67.5
全国	係 員		14.1	15.2	0.6	70.1
	課 長 級		12.6	14.1	0.9	72.4

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	項目	企業規模	昇給制度あり				昇給制度なし
			昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
岡山県	係員	規模計	92.1	42.3	79.4	41.4	7.9
		500人以上	90.9	42.8	79.4	58.3	9.1
		100人以上 500人未満	92.9	42.8	79.1	30.4	7.1
		100人未満	92.4	39.6	80.4	33.2	7.6
	課長級	規模計	84.5	34.7	78.9	39.9	15.5
		500人以上	78.3	30.2	77.7	59.6	21.7
		100人以上 500人未満	87.8	37.0	79.5	27.8	12.2
		100人未満	89.5	37.6	79.7	34.3	10.5
全国	係員	規模計	89.3	39.8	71.9	39.8	10.7
		500人以上	92.9	38.4	79.5	56.6	7.1
		100人以上 500人未満	91.6	42.6	71.7	39.7	8.4
		100人未満	83.8	35.6	68.4	31.8	16.2
	課長級	規模計	82.8	32.6	67.5	36.0	17.2
		500人以上	80.0	25.7	69.0	47.4	20.0
		100人以上 500人未満	84.4	35.3	67.0	35.3	15.6
		100人未満	81.3	31.4	67.5	31.3	18.7

注： 昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
岡山県	係 員	88.2	81.6	14.4	10.7	56.5	6.6	11.8
	課 長 級	77.3	70.2	12.3	10.1	47.8	7.1	22.7
全国	係 員	86.2	81.0	25.0	8.6	47.4	5.2	13.8
	課 長 級	78.0	72.7	21.9	7.9	42.9	5.3	22.0

注： ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実 施 事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	15.6	12.2
転 籍	3.6	1.6
希 望 退 職 者 の 募 集	2.1	2.1
正 社 員 の 解 雇	0.0	0.7
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	4.5	3.6
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 派 遣 社 員 等 へ の 転 換	3.7	2.4
残 業 の 規 制	10.8	7.3
一 時 帰 休 ・ 休 業	6.6	3.4
ワ ー ク シェ ア リ ン グ	0.0	0.4
賃 金 カ ッ ト	0.9	3.1
上記のいずれかの措置を実施している事業所	27.9	22.1

注：1 平成24年1月以降の実施状況である。
2 項目については、複数回答である。

第22表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階		項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
岡山県	係 員		4.2	7.5
	課 長 級		2.3	7.3
全 国	係 員		3.0	6.6
	課 長 級		3.6	7.3

注：平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第23表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	
	岡 山 県	全 国
配 偶 者	13,852円	14,531円
配 偶 者 と 子 1 人	19,200円	20,349円
配 偶 者 と 子 2 人	23,903円	25,594円

注：家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額を、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合	
	岡山県	全国
支給	53.0%	51.2%
非支給	47.0%	48.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	岡山県	全国
	27,000円以上28,000円未満	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における特別給の支給状況

区 分		全 国		
		岡山県	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	321,524 円	388,210 円	278,675 円
	上 半 期 (A ₂)	320,934	387,573	278,655
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	667,158 円	755,830 円	497,178 円
	上 半 期 (B ₂)	608,424	777,236	472,244
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.07 月分	1.95 月分	1.78 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	1.90	2.01	1.69
	年 間 計	3.97	3.94	

注：1 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは平成24年2月から7月までの期間をいう。
 2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第26表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
			一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	54.8	45.2	48.0	52.0	48.1	51.9	
	500人以上	56.0	44.0	44.9	55.1	43.7	56.3	
	100人以上 500人未満	57.0	43.0	51.8	48.2	51.7	48.3	
	100人未満	46.1	53.9	44.0	56.0	48.1	51.9	
全 国	規 模 計	56.3	43.7	51.1	48.9	50.1	49.9	
	500人以上	57.6	42.4	45.4	54.6	44.2	55.8	
	100人以上 500人未満	57.8	42.2	52.6	47.4	51.8	48.2	
	100人未満	53.1	46.9	51.3	48.7	50.3	49.7	

第27表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	岡 山 県				全 国			
	適用従業員		(参考)適用事業所		適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	16.8	16.8	10.3	10.3	13.3	13.3	7.5	7.5
30%	20.3	37.2	9.9	20.2	35.8	49.1	19.5	27.0
29%	0.0	37.2	0.0	20.2	0.1	49.2	0.1	27.1
28%	0.0	37.2	0.0	20.2	1.0	50.2	0.9	27.9
27%	1.3	38.4	0.7	20.9	1.2	51.3	0.9	28.9
26%	0.9	39.4	1.3	22.2	0.3	51.6	0.6	29.4
25%	60.7	100.0	77.8	100.0	48.4	100.0	70.6	100.0

注：適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費関係

平成24年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における平成24年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）等により、平成24年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成23年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第28表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成24年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	21,890円	30,510円	38,350円	46,190円	54,020円
住居関係費	52,040	55,320	50,840	46,360	41,880
被服・履物費	3,730	5,160	6,650	8,140	9,640
雑費Ⅰ	26,490	47,370	61,910	76,460	91,000
雑費Ⅱ	6,100	17,450	18,930	20,400	21,880
計	110,250	155,810	176,680	197,550	218,420

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.501	0.629	0.758	0.886
住居関係費	0.948	0.871	0.794	0.717
被服・履物費	0.407	0.525	0.643	0.761
雑費Ⅰ	0.363	0.474	0.585	0.697
雑費Ⅱ	0.434	0.471	0.507	0.544

4 労働経済関係

第29表 労働経

項目			年月	平成 22年(度)	平成 23年(度)	平成23年 4月	5月	6月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全	きまって支給する給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	291,426 0.5	291,651 0.0	293,136 △ 0.9	288,598 △ 0.6	292,459 △ 0.2	
		〔調査 産業計〕	うち所定内給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	267,386 △ 0.2	267,582 0.1	269,195 △ 0.6	265,945 △ 0.3	269,343 0.0
			うち所定外給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	24,040 8.7	24,069 0.0	23,941 △ 3.1	22,653 △ 3.4	23,116 △ 1.7
	国	総実労働時間数	(時間) ※年度平均	149.5	149.8	152.1	142.2	155.1	
		〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数	(時間) ※年度平均	12.0	12.0	11.8	11.2	11.5
			岡山	きまって支給する給与	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	292,057 △ 0.8	291,215 △ 2.6	294,046 △ 2.1	284,249 △ 4.8
	山	〔調査 産業計〕	うち所定内給与	(円) ※年平均	266,413	264,529	267,938	259,776	267,285
			うち所定外給与	(円) ※年平均	25,644	26,686	26,108	24,473	26,641
		総実労働時間数	(時間) ※年平均	159.7	160.6	162.8	150.6	168.0	
	県	〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数	(時間) ※年平均	14.3	14.8	14.4	14.5	14.9
消費支出	全	国	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	290,244 △ 0.5	282,966 △ 2.5	292,559 △ 2.5	276,159 △ 1.6	265,807 △ 3.9
			勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	318,315 △ 0.2	308,838 △ 3.0	324,744 △ 2.1	301,174 △ 0.7	286,056 △ 3.9
	〔総務省 家計調査〕	岡山市	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	291,751 1.9	284,840 △ 2.4	350,952 24.2	270,825 △ 6.9	290,723 15.4
			勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	326,270 4.7	300,066 △ 8.0	391,276 18.2	284,482 △ 8.2	258,254 △ 5.7
物	価	消費者物価指数 (総務省)	全	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4
			岡山市	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 0.5	0.2	△ 0.1	0.3	0.1
		国内企業物価指数(日本銀行)	前年度比・ 前年同月比(%)	0.7	1.4	1.8	1.6	1.9	
雇	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.0
				完全失業率(総務省労働力調査)	(%) ※年度平均	5.0	4.5	4.7	4.6
	有効求人倍率 (厚生労働省、県緊急雇用対策室)	全国	(倍) ※年度平均	0.56	0.68	0.62	0.62	0.63	
			岡山県	(倍) ※年度平均	0.73	0.94	0.85	0.87	0.89

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値である。
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」及び「所定外給与」は平成22年基準である。なお、3年ごとの調査対象事業所入れ替え
 3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象。「全国」の前年比、前年同月比は
 4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成22年基準である。
 5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。
 6 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。
 (1) 「消費支出(全国)」は、平成23年度(平成23暦年)及び平成23年4月～12月分については、調査票を回収できなかった地域に
 (2) 「完全失業率」は、平成22年度及び平成23年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果、平成23年4月～

济 指 標

7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	平成24年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
291,921 △ 0.1	290,415 △ 0.3	292,215 0.0	293,888 0.2	293,350 0.2	293,666 △ 0.1	287,575 0.0	290,320 0.5	292,487 1.2	293,019 0.8	289,048 1.1
268,234 0.1	267,272 △ 0.3	268,769 0.1	269,097 △ 0.1	268,229 0.1	268,453 △ 0.1	263,387 △ 0.3	265,658 0.4	267,660 1.1	268,130 0.3	265,227 0.6
23,687 △ 1.2	23,143 △ 2.7	23,446 △ 0.8	24,791 2.3	25,121 1.2	25,213 1.2	24,188 2.6	24,662 2.5	24,827 3.0	24,889 4.8	23,821 6.1
152.5	148.4	150.4	150.0	152.1	150.1	140.9	151.4	152.6	153.6	148.3
11.9	11.4	11.9	12.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.8	12.7	12.1
290,320 △ 2.6	289,616 △ 2.2	288,442 △ 4.1	293,778 △ 2.9	291,746 △ 3.5	289,804 △ 2.7	271,291 △ 2.2	271,263 △ 2.9	273,677 △ 2.3	277,625 △ 0.5	271,286 0.7
263,654	263,629	262,332	264,490	263,982	262,126	246,798	245,540	248,821	253,162	248,062
26,666	25,987	26,110	29,288	27,764	27,678	24,493	25,723	24,856	24,463	23,224
164.5	159.1	162.8	162.6	163.5	160.7	149.1	161.0	159.6	161.0	154.2
14.4	13.3	15.2	15.6	15.1	15.5	13.3	13.6	14.7	13.8	13.1
280,046 △ 1.8	282,008 △ 3.9	270,010 △ 1.9	285,605 △ 0.6	273,428 △ 3.8	328,080 0.3	283,124 △ 2.1	267,855 2.7	303,841 4.1	301,948 3.2	287,911 4.3
309,356 △ 2.3	309,078 △ 4.5	298,931 △ 2.8	314,275 △ 2.0	295,066 △ 4.7	352,005 0.7	309,449 △ 2.7	292,825 3.2	329,671 5.0	339,069 4.4	304,653 1.2
279,851 △ 5.3	250,435 △ 27.5	228,972 △ 10.8	308,529 11.3	262,804 △ 8.9	348,240 4.8	253,860 △ 6.4	238,884 △ 2.0	294,423 △ 5.6	275,828 △ 21.4	237,501 △ 12.3
293,814 △ 4.8	253,067 △ 37.0	247,210 △ 8.4	354,747 15.5	275,730 △ 14.8	387,011 8.6	272,247 △ 5.2	267,413 2.1	287,726 △ 6.0	286,906 △ 26.7	230,678 △ 18.9
0.2	0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.2
0.9	0.7	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	△ 0.1
2.2	2.2	2.0	1.3	1.3	0.8	0.3	0.4	0.3	△ 0.4	△ 0.7
0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.2	0.0
4.7	4.4	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4
0.65	0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81
0.90	0.91	0.92	0.96	0.98	1.00	1.00	1.02	1.03	1.05	1.09

に伴い、平成24年1月以降は、前年同月比と実数で計算した増減率とは必ずしも一致しない。
名目増減率である。

ついて東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。
8月分については補完推計値を用いた参考値となっている。

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成24年10月5日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目5番7号(丸の内会館3階)

電話 086-226-7559

FAX 086-224-2163